

論 説

バイオセーフティ議定書とアメリカの政策

根 小 田 渡

はじめに

1. 遺伝子組換え生物と安全性論議
 2. バイオセーフティ議定書交渉における主要争点とアメリカ政府の主張
 3. バイオセーフティ議定書の合意内容とアメリカ政府の立場
- むすび

はじめに

20世紀最後の20数年間は、バイオテクノロジーの研究開発が飛躍的に進んだ時期であった。なかでも遺伝子組換え技術は、研究・実験段階から、農業・食品生産、化学・医薬品などの分野で、世界的な規模での実用化・商業化の段階へ急速に移行した。1990年代後半には、遺伝子組換え作物・食品が国際的に流通し始める。遺伝子操作によってつくり出される動植物は、伝統的な品種改良技術がもっていた種の違いという自然の制約を乗り越えるものであっただけに、当初から自然生態系や人体への影響が懸念され、バイオテクノロジーの安全性（バイオセーフティ）やリスク評価の問題が国際的な論議的のようになってきた。

1992年6月の国連環境開発会議（UNCED, リオ・デ・ジャネイロ）で採択された生物多様性条約も、第8条〔g〕項と第19条3項において、バイオテクノロジーにより改変された生物の安全な移送、取り扱い及び利用の分野におけるルールを定める議定書の必要性和様について検討することを規定していた。生物多様性条約のもとでバイオセーフティ議定書をめぐる論議が本格的に開始

されるのは、1995年の第2回締約国会議（ジャカルタ）以降であるが、その論議の内容・方向を大きく規定することになったのが、WTO（世界貿易機構）新ラウンド交渉に向けて農産物貿易の一層の自由化を求める動きと狂牛病問題を契機とするヨーロッパの消費者運動の動向であった。アメリカでは、アメリカ政府の農業政策の変更（輸出拡大を見込んで不足払い制度と減反計画の廃止を規定した1996年農業法⁽¹⁾）を受け、遺伝子組換え作物の作付けが急速に拡大する⁽²⁾。他方、食品の安全規制システムへの不信や遺伝子組換え作物・食品への反発を強める消費者の運動を背景に、EUは遺伝子組換え作物・食品に対する規制を強化していくことになる。また、遺伝子組換え作物の研究開発を主導した化学企業を中心とする多国籍アグリビジネスによる種子・農業・食糧支配への危惧など、バイオテクノロジーの社会経済的影響に対する関心も大きくなった。バイオセーフティ論議は、当初、生態系への危険を回避するという生物多様性条約の趣旨からも、遺伝子組換え生物に対する途上国の規制体制の整備に主眼がおかれていたのであるが、ここに来て、環境と貿易の対立の問題へとその様相を大きく変えることになったのである。

本稿の目的は、このバイオセーフティ議定書交渉における主要争点とアメリカ政府の政策について整理・検討することに限定される。

もとより、バイオセーフティ問題の根本は、国内レベルであれ国際レベルであれ、リスク回避のためにどのような安全性評価の制度を構築するのが望ましいかという点にあるが、この点を論ずるためには、多岐にわたる問題を検討しなければならない。安全性評価の面では、現在一般的に受け入れられている「科学的リスク・アセスメント」手法の妥当性や「科学的不確実性」と「予防原則」（現在及び未来世代のために環境・健康への悪影響に対する予防的措置をとるべきで、深刻かつ不可逆的な被害のおそれがあるときは、科学的不確実性を理由に妥当な措置をとることを遅らせてはならないという考え方）の扱い方が問題となるであろう。社会経済的影響について言えば、農業バイオテクノロジーの世界的な普及が、真に人口・貧困・食糧問題の解決につながるのかどうか、あるいは、各地域農業の多様性や生態系の多様性にどのような影響を及ぼすのか、等々が検討されるべきであろう。

2000年1月に合意された「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」⁽³⁾ (本稿ではバイオセーフティ議定書と略記)の総体的な評価は、そうした問題の検討を経てなされるべきものと考えますが、その課題については他日を期したい。

(なお、バイオセーフティ議定書については、本稿の内容に関連する条項を訳出したものを、付録資料として末尾に加えた。)

注

- (1) アメリカの1996年農業法については、以下のものを参照。村田武「アメリカ政府の農業戦略」(食糧の生産と消費を結ぶ研究会・編『アメリカの遺伝子組換え作物』第一章、家の光協会、1999)、冬木勝仁「アメリカの世界農業・食糧戦略」(中野一新編『アグリビジネス論』第1章、有斐閣、1999)。
- (2) 1996年に世界全体で280万haだった作付け面積が、2000年には4,420万ha(15.8倍)に達している。国別ではアメリカが全体の約7割を占め、アルゼンチンとカナダがこれに次いでいる。作物別では大豆が6割近くを占め、トウモロコシ、綿花、ナタネを含めた主要4作物ではほぼ100%となっている。形質も除草剤耐性品種と害虫抵抗性品種に集中している。久野秀二『アグリビジネスと遺伝子組換え作物』(日本経済評論社、2002)、83-84ページ。
- (3) 議定書の全文は、<http://www.biodiv.org>に掲載されている。

1. 遺伝子組換え生物と安全性論議⁽¹⁾

遺伝子組換え技術が確立されたのは1973年であり、翌74年に全米科学アカデミーが安全性検討委員会を設置し、75年に有名なアシロマ会議が開催された。この会議での合意事項は1976年にアメリカ国立衛生研究所(NIH)の「組換えDNA実験ガイドライン」として具体化され、実験段階における自主規制のガイドラインとなるとともに、国際的な安全性論議のたたき台となった。NIHのガイドラインは、遺伝子組換え技術の実績と科学的知見の蓄積に伴い見直しが進められ、1982年の第5次改訂では「原則禁止」から「原則自由」へと大幅に緩和される。専門家の間では「遺伝子組換え技術に固有の危険性はない」と

の認識が広がっていくが、そうした認識は、1987年の「全米科学アカデミー報告」、88年の米「議会技術評価局報告」及び89年の「全米研究協議会報告」などの各種報告書で最終的に確認されることになる。これらの報告書では、「遺伝子組換え技術に固有の危険性があるという証拠はない」とされ、交配等従来の改良技術とのあいだに概念的区別は存在せず、意図的な環境放出にあたっては従来と同様の取り扱いが可能であり、したがって「慎重さは欠くべきではないが、とくに警戒を要することは何もない」との見解が示された。⁽²⁾

これらの報告と前後して、アメリカ政府や経済協力開発機構(OECD)では、産業利用段階をにらんだ総合的なバイオ政策の検討が進められた。1986年のOECD閣僚理事会勧告は、「組換えDNA産品を規制する特別の法律を制定する科学的根拠は存在しない」との立場を明確にし、1993年には、遺伝子組換え生物の意図的環境放出とバイオ食品の安全性について、「新規の危険はないので、個別具体的なリスク評価とリスク管理で十分であり、ゆえに特別の規制は必要ない」との見解を明らかにしている。⁽³⁾

他方、アメリカ政府は、ブッシュ大統領(当時)が設置した大統領競争力審議会(議長:ケール副大統領)の「バイオテクノロジー連邦政策に関する報告書」(1991年)において、規制緩和方針を強く打ち出す。その考え方は、「公衆衛生と福祉は保護しつつも、規制による負担は最小限にとどめる内容にすべき」であること、「環境と健康の分野におけるすべての規制は、特定の設計基準を指定してこれに従わせるのではなく、実効性能の基準を採用すべき」こと、そして、「バイオテクノロジーが社会に与える利益を減殺するような過剰な制約を回避するよう構成され見直されること」等々というものであった。このような規制緩和方針は、農務省(USDA)、環境保護庁(EPA)、食品医薬局(FDA)などによる監督行政に強く反映することになった。USDA 動植物衛生検査局は、1993年に、遺伝子組換え作物の野外実験を個別の許可制から事前届出制に規制緩和している。FDAは、1992年に、「バイオ食品が従来の食品と実質的に同等と見なせる場合は新たな規制も、その旨のラベルの表示も必要としない」とする指針を表明した。⁽⁴⁾

このように、アメリカやOECDにおけるバイオテクノロジー規制政策は、

産業の国際競争力強化の観点から、それに従属するかたちで形成されてきたと言つてよいが、こうした考え方が、国際的なバイオセーフティ論議のなかで多数派となったわけではなかった。ヨーロッパにおけるバイオテクノロジーや遺伝子組換え作物の社会的な受容の度合は、北米に比べて低く、そのことを反映して、EUは遺伝子組換え生物の施設内利用と環境への放出に関し、予防原則を重視してより厳しい規制措置をとったのである。⁽⁵⁾

国連環境計画（UNEP）がバイオセーフティ問題の論議のために設置した専門家パネルの多数意見も、バイオテクノロジーそれ自体の性質上予防的アプローチは必要だと考えていた。また、バイオセーフティ議定書については、遺伝子組換え生物の環境への意図的放出だけでなく施設外への偶発的な放出をも対象とし、人間の健康への悪影響の可能性についても考慮すべきだとしていた。このUNEP専門家パネルの多数意見は、EUのいくつかの国々や環境NGOの支持を得ていた。⁽⁶⁾

環境NGOの世界資源研究所（WRI）と国際自然保護連合（IUCN）がUNEPと1993年に共催した国際的な生物多様性フォーラムでは、現代のバイオテクノロジーの全く新しくかつ実験的な性格ゆえに、その利用・取引きの安全性にとくに懸念が表明されたこと、また、バイオセーフティは、厳密に生物学的な意味だけでなく社会経済的な意味合いをも含むものと解されるべきこと等が議論になったと報告されている。⁽⁷⁾

途上国の場合には、1990年代初頭の時期、何らかのバイオテクノロジー政策をもつ国は少なく、具体的に規制を実施している国はほとんどなかったから、バイオテクノロジーの生態学的、社会経済的影響についてのアセスメントの枠組みを早急に確立する必要があるとの意識が強かった。⁽⁸⁾

以上が、1990年代前半の、生物多様性条約のもとでバイオセーフティ議定書の論議が本格的に開始される直前の時期における国際的論議の動向であった。

注

- (1) アメリカにおける遺伝子組換え生物の安全性と規制をめぐる論議についての本節の記述は、久野秀二「アメリカ合衆国におけるバイオ規制政策の展開—遺伝子組

- 換え作物と安全性論議—(『環境と公害』July,1997, 59-65ページ), および, 久野, 前掲書, 第4章<アメリカ合衆国におけるバイオテクノロジー政策の展開>に多くを負っている。
- (2) 久野, 前掲論文, 59-60ページ。
- (3) 同前, 60ページ。
- (4) 同前, 60-61ページ。
- (5) Robert Falkner, "Regulating biotech trade:the Cartagena Protocol on Biosafety", *International Affairs* 76, No.2 (2000), pp.299-300, and "International trade conflicts over agricultural biotechnology", in *The international politics of biotechnology: Investigating global futures*, edited by Alan Russel and John Vogler (Manchester University Press,2000), pp.144-147. 中村民雄「遺伝子組換え作物規制における『予防原則』の形成—国際法と国内法の相互形成の一事例研究—」(『社会科学研究』第52巻第3号, 2001), 97-102ページ。
- (6) Abby Munson, "Should a biosafety protocol be negotiated as part of the Biodiversity Convention?", *Global Environmental Change, Vol. 5, No. 1 (1995)*, pp.11-15.
- (7) Ibid., pp. 14-15.
- (8) Ibid., pp. 13-14.

2. バイオセーフティ議定書交渉における主要争点とアメリカ政府の主張

世界最大かつ最先端のバイオテクノロジー産業部門をもつアメリカでは、バイオが長期的な潜在成長力をもった最重要技術革新部門として位置づけられ、ビジネスと政府の連携のもと、国家的競争戦略と研究開発への資金投入および好ましい規制環境の形成をつうじてその商業化を促進することが経済的な優先事項の一つとなってきた。⁽¹⁾ バイオ関連産業の第一の関心事は、生物多様性条約やそのもとで論議されているバイオセーフティ議定書の中身が、知的所有権と自由貿易にどのような影響を与えるかという点にあり、生物多様性の保護という一般原則に反対していたわけではなかった。知的所有権の保護を揺るがすような、また自由貿易を阻害するおそれのある規制に反対していたのである。

当初、生物多様性条約に対しブッシュ政権（当時）が調印を拒否した背景には、新技術・製品の特許権＝知的所有権の保護を不安視するバイオテクノロジー業界や製薬業界の強力なロビー活動があった。当時の国務省は調印拒否の理由として、条約が、知的所有権を技術移転に対する制約条件とみなしていること、バイオテクノロジーとバイオセーフティの問題を適切に扱っていないことなどをあげていた。⁽²⁾

リオ・地球サミットから一年を経て、クリントン政権は、ブッシュ前政権の立場をくつがえし、生物多様性条約に署名する。こうした方針転換の背景には、もちろん、副大統領に環境保護派のアルバート・ゴアをすえるなど環境政策全般に対する積極的姿勢を打ち出していたことがあるが、一番大きな理由は、バイオテクノロジー産業・アグリビジネス・製薬業界が条約に参加することのメリットを再評価したことにあった。⁽³⁾

ゴアの助言もあって、製薬企業3社（メルック社、シェーマン製薬、ジェネンテック社）と環境NGO3団体（WRI:世界資源研究所、WWFUSA:合衆国世界野生生物基金、Energy Studies Institute:エネルギー研究機構）はワーキング・グループを立ち上げ、生物多様性条約に参加するにあたってアメリカが留保すべき事項を検討した。そして、企業の利益を制約しかねないいくつかの条文・条項の文言に関して、アメリカ政府としての公式解釈案をクリントン大統領に進言した。この進言のなかでは、バイオセーフティ議定書の必要性は否定されていた。⁽⁴⁾

これを受けて、クリントン政権は生物多様性条約に調印し、いくつかの条文・条項に関してアメリカ政府の公式解釈を付帯条件とする条約の批准を上院に求めた。知的所有権保護政策を精力的に追求するとのクリントン大統領の誓約も得て、バイオテクノロジー産業・アグリビジネス・製薬業界の大勢は、批准支持に転じていた。にもかかわらず、生物多様性条約は、上院共和党の反対に会って批准されないまま今日に至っているのである。⁽⁵⁾

しかしながら、アメリカの政府とバイオテクノロジー産業は共に、バイオセーフティに関する厳格な国際的規制には反対しつつも、より大きな影響力の行使を企図してバイオセーフティ議定書交渉への参加を主唱した。オブザーバー参

加を認められたアメリカ代表団は、世界の農業バイオテクノロジー・ビジネスにおけるその支配的地位と遺伝子組換え作物輸出国グループ（「マイアミ・グループ」）内の指導的立場を認識して、交渉において積極的な役割を果たし、非公式交渉に加わることも認められた。⁽⁶⁾

さて、バイオセーフティ議定書をめぐる交渉は、第2回締約国会議で設置された議定書原案作成のための作業部会を中心に進められたが、1998年末までに決着という当初の目標は達成されなかった。そこで、1999年2月に、第6回作業部会がコロンビアのカルタヘナで開催されることになり、引き続き当地で開催される臨時締約国会議での議定書採択をめざすことになったのである。この第6回作業部会と臨時締約国会議において最後まで調整が難航した主な争点は以下のようなものであった。⁽⁷⁾

第一は、バイオセーフティ議定書の適用範囲、なかんずく「事前の情報に基づく合意」（AIA：Advance Informed Agreement）手続きの対象範囲をめぐる対立である。開発途上国や環境保護団体は、遺伝子組換え大豆やトウモロコシなど未加工の食用・飼料用食品のほか、植物油、コーン粉など加工品や食品原料も含めたすべてのバイオテクノロジー産品を対象とすることを主張した。これに対し、アメリカなど輸出国側は、生態系への悪影響を防ぐという生物多様性条約の趣旨・目的からして、自然環境下で増殖、繁殖させることを目的とする種子、苗、魚類、微生物などに規制対象を限定することを主張した。輸出国側はまた、薬用成分や工業成分などを生産させるよう遺伝子操作した微生物など施設内で利用する生物についても、自然界には影響を与えないとして、規制から外すよう求めたのである。

第二は、相手国が持ちこみに同意するか否かを判断する根拠として、生態系だけでなく、人の健康や農業など社会経済的な影響も考慮できるかどうかという点である。自国農業や地場作物への打撃を心配する途上国が、社会経済的影響も考慮できるよう求めたのに対し、アメリカなどは、生物多様性条約の趣旨・目的になじまないこと、国際貿易における食品の安全基準については国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）が設立したコーデックス委員会がすでに存在することなどを理由に反対した。

第三は、バイオセーフティ議定書の規制と自由貿易の原則を定めた WTO（世界貿易機関）のルールなど他の国際協定が衝突した場合、どちらを優先させるのかという問題である。この点について、アメリカ政府は、議定書は他の国際協定と相互補完的、整合的なものでなければならないことを主張した。

第四に、議定書がアメリカなど生物多様性条約を批准していない国にも準用されるのかどうかの問題となったが、アメリカ政府は、未批准国との国際取引に議定書の目的・原則を準用することに反対した。

第五は、持ち込みに際して、遺伝子組換えであることをどのようにして識別・表示するのかという問題である。途上国やオブザーバーの環境保護団体は、荷積み、輸送などで遺伝子組換えであることを識別できる「ラベリング」の表現を盛り込むよう主張した。袋やケースごとに表示し、国内に持ち込まれたあとも識別を可能にする分別表示である。これに対して輸出国側は、「特定する」というあいまいな表現にとどめ、輸送・税関の手続き書類で一括して判別することを主張した。この場合には、国内に入ったあとは追跡できない。

第六に、持ち込んだことにより被害が生じた場合、輸出国側に責任をとらせ補償させる制度を盛り込むのかどうかである。アメリカ政府の立場は、製造物責任の問題は、国内法で処理されるのが普通だというものであった。

最後は、予防原則の考え方を適用するかどうかである。EU は、1990年の二つの指令以降、遺伝子組換え生物の環境への放出に関し、厳しいルールを設けており、予防原則を適用することを明確にしていた。これに対し、アメリカは、WTOなどで採用されている「科学的リスク・アセスメント」で十分であるという立場から、予防原則の考え方は、自由貿易に対する障壁を正当化するものだと、議定書に盛り込むことに反対した。アメリカは、EU の考え方を、科学的考慮より政治的考慮を優先させるものだと批判した。

カルタヘナの会議では、二つのグループが鋭く対立した。「マイアミ・グループ」（アメリカ、カナダ、オーストラリア、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ）と途上国を中心とする「同士グループ」（the "Like-minded Group" : 「マイアミ・グループ」に属する途上国を除いた G-77 と中国）である。EU は後者を支持する形となったが、他に中間的なグループとして、中・東欧諸国（CEE）と

「妥協グループ」(the "Compromise Group": 日本, メキシコ, ノルウェー, 韓国, スイス)があった。⁽⁸⁾

臨時締約国会議の最終段階で, EU から「パッケージ」提案があり, 「同土グループ」, 中東欧諸国, 「妥協グループ」が支持に廻ったものの, 「マイアミ・グループ」は受け入れず, 交渉はまとまらなかったのであるが, 会期を中断した後日再開するという「マイアミ・グループ」の提案が支持され, 「カルタヘナ議定書」案は継続審議となった。⁽⁹⁾

アメリカが率いる「マイアミ・グループ」が強硬な姿勢を崩さなかった最大の理由は, 議定書の条項がバイオ農産品・食品貿易に及ぼす影響を懸念したことにある。とくに, 遺伝子組換え生物から派生する製品(医薬品・ワクチン, 食料, 飼料用, 加工用の農産品)を議定書の適用範囲に含め, AIA 手続きを適用することに強く反対したのである。結局, 「好ましくない取り決めよりは何も決まらない方がまし」というアメリカ代表団の姿勢が, 交渉の帰趨を決めることになった。⁽¹⁰⁾

注

- (1) 久野秀二「アメリカの農業資材産業とバイオテクノロジー」(中野一新編, 前掲書, 第3章), 67-68ページ。
- (2) 拙稿「生物多様性条約とアメリカ議会」(岩田裕・根小田 渡編著『現代の環境政策の課題』第一章, 西村瞻写堂, 1998), 7ページ。
- (3) 同前, 11-12ページ。
- (4) Robert Folkner, "Business Conflict and U.S. International Environmental Policy: Ozone, Climate, and Biodiversity", in *The Environment, International Relations, and U.S. Foreign Policy*, edited by Paul G. Harris (Georgetown University Press, 2001), p.170; Munson, op.cit., pp.11-12.
- (5) 前掲, 拙稿, 12-17ページ。
- (6) Folkner, "Regulating biotech trade", note 7, p.304, and "Business Conflict and U.S. International Environmental Policy", p.171.
- (7) カルタヘナの議定書交渉における主要争点とアメリカ政府の主張については, 以下のものを参照。IISD, *Earth Negotiations Bulletin, Vol. 9, No.117 (26 February, 1999)*; Laura B. Campbell, "Interlinkages: Multilateral Environmental Agreements and Trade and Investment Regimes", IISD,

- Linkage Journal*, Vol.4, No.3 (1 November, 1999); Val Giddings, "Biosafety: An Industry Perspective As The Deadline Approaches", IISD, *Linkage Journal*, Vol. 4, No. 1 (1 February, 1999); Press Briefing by the U.S. Delegation to Sixth Meeting of the Working Group on Biosafety, Convention on Biological Diversity, Cartagena, Columbia, February 18, 1999; Falkner, "Regulating biotech trade", pp.303-311, and "International trade conflicts over agricultural biotechnology", pp.147-148; *Green Politics*, edited by Anil Agarwal, Sunita Narain & Anju Sharma (Centre for Science and Environment, 1999), pp.149-152. 石田勲「生物多様性条約をめぐる」(緑風出版編集部編『遺伝子組換え食品の争点』, 緑風出版, 2000, 133-143ページ)。
- (8) Agarwal, Narain & Sharma, editors, op.cit., p.150; Falkner, "Regulating biotech trade", p.305.
- (9) *Earth Negotiations Bulletin*, Vol. 9, No. 117, p.3.
- (10) Falkner, "Regulating biotech trade", p.304.

3. バイオセーフティ議定書の合意内容とアメリカ政府の立場

カルタヘナの会議が決裂したあと、2000年1月のモンリオールの臨時締約国会議に向け、99年7月以降、3回の非公式折衝がもたれ、かなりの交渉の進展が見られた。鋭く対立していた「マイアミ・グループ」と途上国・EUが妥協へと動いた背景には、この間のいくつかの動きがある。

99年末にシアトルで開催が予定されていたWTO閣僚会議に向け、バイオテクノロジー製品の貿易に関して二つの提案がなされていた。一つは、カナダ・日本によるもので、WTO新ラウンド農業交渉において、遺伝子組換え作物に関する検討グループを設置し、安全性や表示のあり方を検討するというものがあり、もう一つは、遺伝子組換え製品の貿易に関する新たな諸原則を導入するというアメリカの提案であった。これらの提案は、バイオセーフティ議定書に強い規制を盛り込みたい締約国にとっては、合意が成立しなければ、遺伝子組換え製品の取引きをめぐる交渉の舞台がWTOに移ってしまうかもしれない、というシグナルとなった。⁽¹⁾

他方、カルタヘナ以後、アメリカ国内でも重要な動きが出てきた。環境保護

運動が農業や食品生産の分野におけるバイオテクノロジーの利用を問題視するようになったため、米食品医薬局（FDA）は、遺伝子組換え作物の認可に際して、公的な協議の場を設けることになった。また、農業生産者と輸出業者は、農業バイオテクノロジーの商業的な利益に疑問を持ち始め、バイオテクノロジー産業との間に亀裂が生じた。引き続きヨーロッパにおけるバイオテクノロジーへの反対運動と国内における市民レベルの懸念の増大に直面して、アメリカのバイオテクノロジー産業は、貿易関連のバイオセーフティ・ルールの国際的標準化の必要性を認める方向に転じた。こうして、アメリカ政府は、モンリオールの最終交渉では、積極的に妥協へと動くことになったのである。⁽²⁾

以下、モンリオールで採択された「バイオセーフティ議定書」の合意内容について、前節で述べた七つの主要争点に即して要約しておきたい。⁽³⁾

まず第一の、議定書およびAIA手続きの適用範囲について言えば、医薬品用の遺伝子組換え生物の越境移動には、議定書は適用されないことになった（5条）。AIA手続きは、輸入側締約国の環境に意図的に導入される遺伝子組換え生物の最初の越境移動に適用される（7条1項。手続きの具体的内容は第8～10条）が、遺伝子組換え生物の通過、および、輸入側締約国の基準に従う施設内の利用を目的とする遺伝子組換え生物の越境移動には適用されないことになった（6条）。また、議定書の締約国会合の決定により、生物多様性の保全と持続的利用に悪影響を及ぼさないと認定された遺伝子組換え生物の意図的な越境移動についても、AIA手続きは適用されない（7条4項）。なお、食用あるいは飼料用または加工用として直接使用される遺伝子組換え生物については、AIA手続きとは別の手続きが適用される（7条3項）。AIA手続きとの違いは、締約国が議定書の趣旨に反しない国内規制の枠組みのもとで輸入に関する決定ができること、販売を含む国内使用についての最終決定を、決定から15日以内に、バイオセーフティ情報センター（バイオセーフティ・クリアリングハウス）を通じて締約国に通知することなどである（11条）。

第二の、人の健康や社会経済的な影響の考慮について言えば、「人間の健康への危険性も考慮して」という文言が随所に盛り込まれており、また社会経済的考慮に関しては第26条が設けられている。

第三の、議定書とWTOなどその他の国際協定との関係については、前文に、貿易協定と環境協定は相互補完的なものであり、議定書は現存の国際協定のもとでの国家の権利や義務に影響を与えない、との文言が挿入されている。

第四の、非締約国との関係については、締約国と非締約国との間の遺伝子組換え生物の越境移動は、議定書の目的に反しないように行なわれる（24条1項）とされている。

第五の、遺伝子組換え生物の識別・表示に関しては、第18条2項は、食用あるいは飼料用または加工用として直接使用される遺伝子組換え生物、施設内の利用を目的とする遺伝子組換え生物、および輸入側締約国の環境への意図的導入を目的とする遺伝子組換え生物のそれぞれについて、一定の情報を明示する書類の添付を求めている。なお、食用、飼料用、加工用の遺伝子組換え生物については、議定書発効後2年以内に、明示する事項の詳細を決定するとしている。

第六の、賠償責任と補償の問題については、議定書締約国の第1回会合で、遺伝子組換え生物の越境移動から生じる損害に対する賠償責任と補償に関する国際ルール・手続きを作成する作業日程を採択し、4年以内に作業を終えるよう努力する（27条）としている。

第七の、予防原則の考え方については、前文および第1条に「環境と開発に関するリオ宣言の第15番目の原則に述べられている予防的アプローチ」に従う旨の文言があり、その趣旨が、第10条および第11条に、それぞれ1項を設けて述べられている。

以上の整理からも明らかのように、議定書には、EUや途上国が主張した予防原則の考え方や人間の健康への危険性と社会経済的な影響を考慮するという視点が盛り込まれたが、他方で、議定書と他の国際協定が相互補完的、統合的なものであるべきだとするアメリカの主張も盛り込まれている。また、AIA手続きの適用範囲を、環境に意図的に導入される遺伝子組換え生物（自然環境下で増殖、繁殖させることを目的とする種子など）に限定するというアメリカ・「マイアミ・グループ」の主張も通っている。そして、商品貿易において大きな比重を占める大豆・トウモロコシ・ナタネなど食用、飼料用、加工用に直接

使用される遺伝子組換え生物については、各国の国内規制に委ねることで妥協が成立した。また、これら食用、飼料用、加工用に直接使用される遺伝子組換え生物の識別・表示については、荷積み・輸送にあたって、遺伝子組換え生物を「含んでいる可能性がある」こと、環境への意図的な導入を目的とするものでないことを表示する書類を添付することが義務づけられたが、表示内容・方法の詳細についての決定は先送りされた。

このように、議定書は、遺伝子組換え製品の貿易に対する障害とコストをできるだけ小さくしたいというアメリカ・「マイアミ・グループ」の要求を一定程度充たすものとなっているが、予防的アプローチをとることや人間の健康への危険性と社会経済的な影響を考慮するという視点も盛り込まれたから、今後、そうした観点からの措置がWTOなどの自由貿易体制と両立しうるのかどうか問題となろう。

アメリカ代表団主席のロイ国務次官（地球規模問題担当）が、バイオセーフティ議定書採択直後の声明の中で、「合衆国は、世界の食品貿易を阻害することなしに地球の生物多様性を保全するような協定を目指して努力してきた。議定書は、前年のカルタヘナの草案に比べれば大きな改善が見られるが、完全なものではない。成功するかどうかの鍵は実施段階にある」と述べたのは、そのことが念頭にあったからだと思われる。⁽⁴⁾

バイオセーフティ議定書に関するアメリカ国務省の概要説明⁽⁵⁾も、その点を意識した内容となっている。議定書は、世界の食品貿易に対して不必要な障害を生むことなしに、生物多様性の保全とその持続的利用に対する悪影響を回避することを意図している、との認識を示したあと、国務省は、議定書の内容について、以下のようにコメントしている。

- (ア) 議定書は、食品の安全を問題にしているのではない。
- (イ) 議定書は、遺伝子組換え生物を含む可能性のある商品の荷積み・大量輸送にあたって分別を要求していない。
- (ウ) (イ)の大量輸送の商品には、AIA手続きは適用されない。AIA手続きは、環境にとって利益になるわけでもないのに、貿易を阻害し、食

品を手に入れる機会を危うくする。

- (エ) 議定書は、消費者向けの製品表示（ラベリング）を要求していない。
- (オ) 議定書は、WTOなど現存の国際協定のもとでの権利と義務を変更するものではない。
- (カ) 予防的措置に関する議定書の文言は、決定作成過程でそれが何らかの役割を果たしうることを認めているが、科学に基づく決定作成に取って代わるものではないし、WTOの義務に反するような決定を正当化するものでもない。合衆国は、予防措置を、ケースバイケースで具体的な状況に応じて柔軟に使用される政策手段だと見なしている。
- (キ) 議定書は、締約国と非締約国の間の遺伝子組換え生物の越境移動は、議定書の目的に反しないように行なわれる、と規定している。それゆえ、議定書の「目的」に合致することが求められているだけだが、非締約国の輸出業者は、文書添付その他の議定書の要請に、全面的ではなくともある程度は従う必要があるだろう。

ここでは、遺伝子組換え産品の分別表示・分別輸送や「ラベリング」には反対であり、また、予防的アプローチは、原理原則ではなく、WTOの義務に反するような決定を正当化するものではない、とするアメリカ政府の立場があらためて表明されている。

注

- (1) Falkner, "Regulating biotech trade", p.305.
- (2) Falkner, "Business Conflict and U.S. International Environmental Policy", pp.171-172.
- (3) 本稿の付録資料、および、高村ゆかり「生物多様性条約」(水上千之・西井正弘・白杵知史編『国際環境法』の8、有信堂、2001)を参照。
- (4) Press Statement Upon Adoption of the Biosafety Protocol by Frank E. Loy (Under Secretary of State for Global Affairs and Head of the U.S. Delegation), Montreal, Canada, January 29, 2000.
- (5) "The Cartagena Protocol on Biosafety", Fact sheet released by the Office of the Spokesman, U.S. Department of State, Washington, DC, February

16, 2000; "Cartagena Protocol on Biosafety", Fact Sheet by Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs, U.S. Department of State, Washington, DC, July 11, 2002. なお、後者は、前者に若干の加筆修正を施したものである。本節の(ア)～(キ)は、両者の内容を要約したものである。

むすび

アメリカ政府が議定書の最終案を不本意ながら受け入れることになった(ロイ国務次官の言葉にもそれがうかがえる)理由の一つは、消費者や輸入国側の不安を鎮静化し、生物多様性条約レジーム内における更なる孤立を避けるためだったと考えられる。消費者主導の市場の力が、アメリカに適応を迫ることになったとも言えよう。というのも、アメリカの農業セクターは、輸出依存度が非常に高いために、海外からの圧力に敏感に反応するからである。

加えて、アメリカが最終的に議定書に同意した背後には、もう一つ、遺伝子組換え生物を輸出しようとして、環境への影響その他を理由に相手国から持ち込みを拒否された場合、WTOなど自由貿易を原則とする調停機関へ提訴する途は残されている、との読みがあるのではないかと考えられる。

いずれにせよ、貿易問題と環境問題が交錯する遺伝子組換え製品の国際取引に関する規制問題は、今回のバイオセーフティ議定書で片がついたわけではなく、食品の安全基準を論議するコーデックス委員会(国連食糧農業機関: FAO/世界保健機関: WHO)に舞台を移して論争が継続しているし、WTO新ラウンド交渉においても論争が再燃するであろう。⁽¹⁾

その際には、各国消費者の動向が大きな意味をもつであろう。消費者の反発をもつばらバイオテクノロジーに対する認識不足によるものと考えられる傾向が強かったアグリビジネスの側も、従来の商品開発が農業経営者ばかり見ていたとの反省が生まれている。そうした反省に立って、多国籍バイオテクノロジー企業やアメリカ政府サイドは、消費者にとってのバイオテクノロジーのメリットや世界の食糧問題解決に向けたバイオテクノロジーの可能性を強調するキャン

ペインを強化するものと予想される。⁽²⁾

注

- (1) コーデックス委員会での交渉の論点、およびWTOの「衛生・植物検疫措置の適用に関する協定 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)」(SPS協定) とかかわる論点については、中村、前掲論文、105-112ページを参照。
- (2) 「途上国利益論」と「消費者利益論」については、久野、前掲書、第7章を参照。

【付録資料】

生物多様性条約・バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書

〔前文〕

本議定書の締約国は、

生物多様性条約（以下「条約」と言う）の締約国として、

条約第19条3項および4項、第8条（g）項、そして第17条を想起し、

同時に、現代のバイオテクノロジーによって生み出され、生物多様性の保全とその持続的利用に悪影響を及ぼすおそれのある遺伝子改変生物の国境を越えた移動にとくに焦点を当て、とりわけ事前の情報に基づく適切な同意手続きの検討に着手して、バイオセーフティ議定書を作成することを定めた1995年11月17日の条約締約国会議決定II/5を想起し、

環境と開発に関するリオ宣言の第15番目の原則に述べられている予防的アプローチを再確認し、

現代のバイオテクノロジーの急速な発展とそれが生物多様性に悪影響を及ぼす可能性に対する社会的関心の広がりや自覚するとともに、人間の健康への危険性も考慮し、

現代のバイオテクノロジーは、環境と人間の健康にとって十分安全な方法で開発され利用されるなら、人類の福祉にとって大きな可能性をもつものであることを認識し、

また、種や遺伝子の多様性が存在する中心地域は、人類にとって死活的な重要性をもっていることを認識し、

遺伝子改変生物にまつわる既知の危険および潜在的な危険の性質や規模に対処する多くの国々の、とりわけ開発途上国の能力の限界を考慮し、

貿易協定と環境協定は、持続可能な開発を達成するという立場から、相互補完的なものであるべきことを認識し、

本議定書が、締約国が現存の国際協定のもとで有するいかなる権利や義務についても、その変更を意味すると解釈されないことを強調し、

上記のことは、本議定書を他の国際協定に従属させることを意図したものでないことを理解して、

以下のように合意した。

〔第1条〕 目 的

この議定書の目的は、環境と開発に関するリオ宣言の第15番目の原則に述べられている予防的アプローチに従い、現代のバイオテクノロジーによって生み出され生物多様性の保全とその持続的利用に悪影響を及ぼすおそれのある遺伝子改変生物の安全な移転、取り扱い、そして利用の分野で、人間の健康への危険性も考慮して、とりわけ国境を越えた移動に焦点を当て、十分なレベルの防護を保障するのに寄与することである。

〔第2条〕 一般条項

1. 各締約国は、本議定書における義務を履行するために、必要かつ適切な法的、行政的およびその他の措置とる。
2. 締約国は、いかなる遺伝子改変生物の開発、取り扱い、輸送、利用、移転および放出も、生物多様性への危険を阻止もしくは軽減するような仕方、人間の健康への危険性も考慮して行なわれることを保障する。
3. 本議定書のいかなる条項も、国際法で認められた領海に対する各国の主権や排他的経済水域と大陸棚に対して各国が国際法上有する主権的権利と管轄権、および各国の

船舶と航空機による国際法上認められ関連する国際文書に規定された航行の権利と自由の行使に何ら影響を与えない。

4. 本議定書のいかなる条項も、締約国が生物多様性の保全とその持続的利用について議定書が求める以上に保護的な行動をとる権利を、そのような行動が本議定書の目的と条項に合致しかつ締約国が国際法上負う他の義務に従う限り制限するものではない。
5. 締約国は、人間の健康に対する危険性の分野で権威のある国際会議で採用された適切かつ利用可能な専門知識、手段、運営方法を考慮に入れることが望ましい。

〔第3条〕 用語（略）

〔第4条〕 適用範囲

本議定書は、生物多様性の保全とその持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれのあるすべての遺伝子改変生物の国境を越えた移動、通過、取り扱い、および利用に、人間の健康への危険性も考慮して、適用される。

〔第5条〕 医薬品

第4条の規定にもかかわらず、また、輸入の決定に先立ってすべての遺伝子改変生物の危険性評価を行なう締約国の権利を侵害しないことを前提として、本議定書は、他の関連する国際協定あるいは組織によって検討される人間の医薬品用の遺伝子改変生物の国境を越えた移動には適用されない。

〔第6条〕 輸送および施設内での利用

1. 第4条の規定にもかかわらず、また、その領土を通過する遺伝子改変生物の輸送を規制し、バイオセーフティ・クリアリングハウスに通告する締約国の権利、および特定の遺伝子改変生物の領土通過に関する当該締約国による第2条第3項の規定に基づく決定を侵害しないことを前提として、事前の情報に基づく合意手続きに関する本議

定書の諸条項は、輸送中の遺伝子改変生物には適用されない。

2. 第4条の規定にもかかわらず、また、輸入の決定に先立ってすべての遺伝子改変生物の危険性評価を行ない、その管轄領域内における施設内利用の基準を定める締約国の権利を侵害しないことを前提として、事前の情報に基づく合意手続きに関する本議定書の諸条項は、輸入側締約国の基準に従う施設内の利用を目的とする遺伝子改変生物の国境を越えた移動には適用されない。

〔第7条〕 事前の情報に基づく合意手続きの適用

1. 第5条および第6条の規定に従い、第8条から第10条までおよび第12条に規定する事前の情報に基づく合意手続きは、輸入側締約国の環境に意図的に導入される遺伝子改変生物の最初の意図的な国境を越えた移動に先立って適用される。
2. 上記1項に言う「環境への意図的導入」は、食用あるいは飼料用もしくは加工用として直接使用される遺伝子改変生物には適用されない。
3. 第11条は、食用あるいは飼料用もしくは加工用として直接使用される遺伝子改変生物の最初の国境を越えた移動に先立って適用される。
4. 事前の情報に基づく合意手続きは、本議定書の締約国会合の決定において、人間の健康への危険性も考慮して、生物多様性の保全とその持続的利用に悪影響を及ぼすおそれがないと認定された遺伝子改変生物の意図的な国境を越えた移動には適用されない。

〔第8条〕 通 知

1. 輸出側締約国は、第7条第1項の規定の範囲に含まれる遺伝子改変生物の意図的な国境を越えた移動に先立って、輸入側締約国の権限ある政府機関に対し書面で通知するかもしくは輸出業者に対し通知の確実な履行を求めるものとする。その通知は、最低限附属書Iに列挙された情報を含むものとする。
2. 輸出側締約国は、輸出業者によって提供される情報の正確さについては法的な裏づけがあることを保証する。

〔第9条〕 通知受領の確認

1. 輸入側締約国は、通知受取後90日以内に、通知者に対し書面で受領を知らせる。
2. 受領確認書には以下の事項を記載する。
 - (a) 通知を受け取った日。
 - (b) 通知が、第8条に規定された情報を含むものかどうか。
 - (c) 輸入側締約国の国内規制の枠組みに従って処理されるのか、それとも第10条に述べられる手続きに従うのか。
3. 上記第2項に言う国内規制の枠組みは、本議定書の趣旨に反しないものとする。
4. 輸入側締約国によって通知受領の確認がなされない場合は、意図的な国境を越えた移動に同意しなかったものと見なされる。

〔第10条〕 決定手続き

1. 輸入側締約国によってなされる決定は第15条の規定に従う。
2. 輸入側締約国は、第9条に定められた期間内に、通知者に対し書面で、以下のいずれの場合に意図的な国境を越えた移動を実施し得るのかについて知らせる。
 - (a) 輸入側締約国が書面による同意を与えた後
 - (b) 引き続き書面による同意がなくても90日以内
3. 輸入側締約国は、通知を受け取った日から270日以内に、通知者およびバイオセーフティ・クリアリングハウスに対し上記第2項(a)の場合について、書面で以下のような決定を伝える。
 - (a) 同じ遺伝子改変生物の引き続き輸入にその決定がどのように適用されるのかを含めて、条件付きもしくは無条件で輸入を認める。
 - (b) 輸入を禁止する。
 - (c) 国内規制の枠組みもしくは附属書Iに従って、関連する追加情報を求める。

この場合、輸入側締約国の回答期限を算定する際には、関連追加情報が通知されるまでの日数は算入されない。

- (d) もしくは、この項に述べられた期間が、一定期間延長される旨通知者に知らせる。
4. 同意が無条件である場合を除き、上記第3項のもとでの決定は、その根拠となっている理由を説明するものとする。
 5. 輸入側締約国によって、通知を受け取った日から270日以内に決定の伝達が行なわれない場合は、意図的な国境を越えた移動に同意しなかったものと見なされる。
 6. 遺伝子改変生物が、人間の健康への危険性も考慮して、輸入側締約国における生物多様性の保全やその持続的利用に及ぼすおそれのある悪影響の程度に関し、適切な科学的情報や知識が不足しているために生じる科学的不確実性は、そのような悪影響を回避もしくは最小限のものとするために上記第3項の規定に委ねられる当該遺伝子改変生物の輸入に関して、輸入側締約国が適宜決定を行なうことを妨げるものではない。
 7. 本議定書の締約国会議は、その最初の会合において、輸入側締約国による決定作成を促進するための適切な手続きとメカニズムについて決定する。

〔第11条〕 食用あるいは飼料用もしくは加工用として直接使用される遺伝子改変生物に関する手続き

1. 食用あるいは飼料用もしくは加工用として直接使用するため国境を越えて移動する可能性のある遺伝子改変生物について、市場での流通を含めた国内使用に関する最終決定を行なう締約国は、その決定後15日以内に、バイオセーフティ・クリアリングハウスをつうじて、各締約国に通知する。この通知は、最低限附属書Ⅱに列挙された情報を含むものとする。当該締約国は、バイオセーフティ・クリアリングハウスにアクセスを持たないことを前もって事務局に連絡している締約国に対しては、書面による情報のコピーを提供するものとする。本項は、野外実験に関する決定には適用されない。
2. 上記第1項のもとで決定を行なう締約国は、申請者によって提供される情報の正確さについては法的な裏づけがあることを保証する。
3. 各締約国は、附属書Ⅱの(b)項において確認された機関に追加的な情報を求めることができる。
4. 締約国は、本議定書の趣旨に反しない当該国内規制の枠組みのもとで、食用あるいは

は飼料用もしくは加工用として直接使用することを目的とする遺伝子改変生物の輸入に関する決定を行なうことができる。

5. 各締約国は可能ならば、食用あるいは飼料用もしくは加工用として直接使用することを目的とする遺伝子改変生物の輸入に適用される法律、規制およびガイドラインのコピーをバイオセーフティ・クリアリングハウスの利用に供するものとする。
6. 開発途上締約国もしくは市場経済移行締約国は、上記第4項に言う国内規制の枠組みを欠いており、かつその国内的な管轄権を行使する場合に、食用あるいは飼料用もしくは加工用として直接使用することを目的とする遺伝子改変生物の最初の輸入に先立つ決定を、以下の事項に従って行なうことをバイオセーフティ・クリアリングハウスをつうじて宣言することができる。
 - (a) 第15条に従って行なわれる危険性評価。および
 - (b) 270日以内の予告された期間内に行なわれる決定。
7. 締約国によって上記第6項に従う決定が伝達されない場合は、当該締約国による格別の言及がない限り、食用あるいは飼料用もしくは加工用として直接使用することを目的とする遺伝子改変生物の輸入に同意しなかったか、あるいは拒否したものと見なされる。
8. 遺伝子改変生物が、人間の健康への危険性も考慮して、輸入側締約国における生物多様性の保全やその持続的利用に及ぼすおそれのある悪影響の程度に関し、適切な科学的情報や知識が不足しているために生じる科学的不確実性は、そのような悪影響を回避もしくは最小限のものとするために、食用あるいは飼料用もしくは加工用として直接使用することを目的とする遺伝子改変生物の輸入に関して、当該締約国が適宜決定を行なうことを妨げるものではない。
9. 締約国は、食用あるいは飼料用もしくは加工用として直接使用することを目的とする遺伝子改変生物に関して、自国が資金および技術援助と受け入れ体制の整備を必要としている旨表明することができる。各締約国は、これらの要請に対処するために第22条および第28条に従って協力するものとする。

〔第12条〕 決定の再審査

1. 輸入側締約国は、いかなる時にも、人間の健康への危険性も考慮し、生物多様性の保全とその持続的利用に及ぼす悪影響のおそれに関する新たな科学的情報に照らして、意図的な国境を越えた移動に関する決定を再検討し、変更することができる。そのような場合、当該締約国は、バイオセーフティ・クリアリングハウスに対してのみならず、そうした決定が適用される遺伝子改変生物の移動をすでに通告しているいかなる届け出者に対しても、30日以内に通知し、その決定理由を説明するものとする。
2. 輸出側締約国もしくは届け出者は、以下の(a)(b)いずれかだと考える場合に、輸入側締約国に対して第10条のもとで行なった決定の再検討を求めることができる。
 - (a) その決定の根拠となっていた危険性評価の結果に影響を及ぼす可能性のある状況の変化が生じている。
 - (b) 追加的な科学的もしくは技術的な関連情報が利用可能になっている。
3. 輸入側締約国は、そのような要求に対して90日以内に書面で回答し、その決定理由を説明するものとする。
4. 輸入側締約国は、その裁量によって、引き続き輸入に対する危険性評価を求めることができる。

〔第13条〕 手続きの簡略化（略）**〔第14条〕 二国間の協定と措置、地域的な協定と措置および多国間の協定と措置（略）****〔第15条〕 危険性評価**

1. 本議定書に従って行なわれる危険性評価は、附属書Ⅲに合致して、かつ広く認められている危険性評価技術を考慮して、科学的に健全な形で行なわれる。そのような危険性評価は、遺伝子改変生物が生物多様性の保全とその持続的利用に対して及ぼす可

能性のある悪影響を明らかにし評価するために、最低限、第8条に従って提供される情報や他の利用可能な科学的証拠に基づくものとする。

2. 輸入側締約国は、第10条のもとでなされる決定に際して危険性評価が実施されることを保証する。輸入側締約国は、輸出業者に対し危険性評価を実施することを求めることができる。
3. 危険性評価の費用は、輸入側締約国が求める場合には、届け出者側の負担となる。

〔第16条〕 リスク管理（略）

〔第17条〕 偶発的な越境移動と緊急対策（略）

〔第18条〕 取り扱い、輸送、荷造りと識別

1. 人間の健康への危険性をも考慮して、生物多様性の保全とその持続的利用に対する悪影響を回避するために、各締約国は、この議定書の範囲内において意図的に国境を越えて移動させられる遺伝子改変生物が、関連する国際ルールと基準を考慮しつつ安全な条件のもとで取り扱われ、荷造りされ、輸送されるよう必要な措置をとる。
2. 各締約国は、以下のような内容の書類の添付を求める措置をとる。
 - (a) 食用あるいは飼料用もしくは加工用として直接使用することを目的とする遺伝子改変生物については、遺伝子改変生物を「含んでいる可能性がある」こと、環境への意図的な導入を目的とするものでないことを明確に表示すると同時に、さらに詳しい情報の問い合わせ先を明示する。本議定書の締約国会議は、議定書の効力発生の日から2年以内に、内容に関する明細や何らかの独自の識別方法を含めて、この目的のために必要な事項の詳細を決定する。
 - (b) 施設内の利用を目的とする遺伝子改変生物については、遺伝子改変生物と明確に表示する。そして、安全な取り扱い・保管・輸送および利用に必要な事項と、遺伝子改変生物を管理する個人や機関の名前と住所を含む詳しい情報の問い合わせ先を明記する。
 - (c) 輸入側締約国の環境への意図的な導入を目的とする遺伝子改変生物および議定書の

対象範囲に含まれるその他の遺伝子改変生物については、遺伝子改変生物と明確に表示する。また、その実体と関連する特性もしくは特徴、安全な取り扱い・保管・輸送および利用に必要な事項、さらに詳しい情報の問い合わせ先、そして適切な場合には輸入業者と輸出業者の名前と住所を明記する。同時に、その移動が輸出業者に適用される本議定書の条項に合致するものである旨の宣言を含む。

3. 本議定書の締約国会議は、関連する他の国際団体と協議しつつ、識別、取り扱い、荷造りおよび輸送に関する基準を整備する必要性とその様式について検討する。

〔第19条〕 各国の担当行政機関と連絡担当窓口（略）

〔第20条〕 情報の共有とバイオセーフティ・クリアリングハウス（略）

〔第21条〕 秘密扱いの情報（略）

〔第22条〕 受け入れ体制の整備（略）

〔第23条〕 一般の人々の自覚と参加（略）

〔第24条〕 非締約国

1. 締約国と非締約国の間の遺伝子改変生物の国境を越えた移動は、本議定書の目的に反しないよう行なわれる。締約国は、そのような国境を越えた移動に関して、二国間の、もしくは地域的な、あるいは多国間の協定や取り決めを非締約国と結ぶことができる。
2. 締約国は、非締約国が本議定書を支持し、それらの国の管轄領域内において放出されるか、もしくはその領域内あるいは領域外へ移動させられる遺伝子改変生物に関して、適切な情報をバイオセーフティ・クリアリングハウスに提供するよう促す。

〔第25条〕 国境を越えた不法な移動（略）

〔第26条〕 社会経済的考慮

1. 締約国は、本議定書のもとで、もしくは議定書を履行する国内措置のもとで輸入に関する決定を行なうに際しては、当該国の国際的義務に反しないで、遺伝子改変生物が生物多様性の保全とその持続的利用に与える影響から生ずる社会経済的問題を、とりわけ土着の地域コミュニティにとって生物多様性が有する価値に関して、考慮に入れることができる。
2. 締約国は、遺伝子改変生物の社会経済的影響に関する研究や情報交換について、とりわけ土着の地域コミュニティに対する影響に関して、協力するものとする。

〔第27条〕 法的責任と補償

本議定書の締約国会議は、その最初の会合において、遺伝子改変生物の国境を越えた移動から生じた損害に対する責任と補償の分野における適切な国際ルール・手続きの作成に関する作業日程を、これらの問題に関する現行の国際法の分析としかるべき評価のうえに立って、採択し、この作業を4年以内に終えるよう努力する。

〔第28条〕 資金供与の制度と資金（略）

〔第29条〕 議定書の締約国会議（略）

〔第30条〕 補助機関（略）

〔第31条〕 事務局（略）

〔第32条〕 条約との関係（略）

〔第33条〕 監視と報告（略）

〔第34条〕 遵守（略）

〔第35条〕 評価と再検討（略）

〔第36条〕 署名（略）

〔第37条〕 効力発生（略）

〔第38条〕 留保（略）

〔第39条〕 脱退（略）

〔第40条〕 正文（略）

附属書 I 第8条, 10条および13条に言う通知に要求される情報（略）

附属書 II 第11条に言う食用あるいは飼料用もしくは加工用として直接使用することを目的とする遺伝子改変生物に関して要求される情報（略）

附属書 III 第15条に言う危険性評価（略）

〔訳注〕

訳文中の「遺伝子改変生物」の英語表記は、‘living modified organism’である。省略した第3条の用語の定義では、‘living modified organism’とは、「現代のバイオテクノロジーを利用することにより獲得された遺伝物質の今までにない新たな結合を有する生物」とされており、また、「現代のバイオテクノロジー」(modern biotechnology)とは、「組換え DNA や細胞もしくは細胞小器官への核酸の直接的移植を含む試験管内の核酸技術、あるいは異種間の細胞融合を応用して、生殖もしくは組換えに対す

る自然の生理学的な制約を克服する技術であって、伝統的な品種改良や人為的淘汰においては用いられなかった技術を指す」とされている。(以上、下線は筆者による。)

したがって、‘living modified organism’には、「遺伝子組換え生物」という訳語をあててもかまわないと思われるが、狭義にはとくに試験管内で特定の DNA 断片を継ぎ換える操作を「遺伝子組換え」と言い、でき上がった DNA を「組換え DNA」とよぶ場合が多いので、あえて「遺伝子改変生物」の語をあてた。

なお、一般に「遺伝子組換え生物」とか「遺伝子組換え体」あるいは「遺伝子改変生物」とかいう場合、‘genetically modified organism (GMO)’という英語表記の方が多くのであるが、生物多様性条約本体でも本議定書でも ‘living modified organism (LMO)’が使われているのは、遺伝子工学のみが潜在的に危険なのか、それともあらゆる伝統的な品種改良技術も含めてそうなのかという問題をめぐる対立を回避するためだったと言われる。(Robert Falkner, ‘Regulating biotech trade: the Cartagena Protocol on Biosafety’, *International Affairs* 76, note 15, p.307.)

[根小田 渡 私訳]